

# 立命館大学地理学・地域観光学同窓会会則

第1条 本会は立命館大学地理学・地域観光学同窓会と称する。

第2条 本会の本部(事務局)を立命館大学地理学教室におく。

第3条 本会は会員相互の交流および親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的達成のためつぎの事業をおこなう。

1. 総会
2. 見学会
3. 機関誌の刊行
4. 親睦に関する行事
5. その他

第5条 本会の会員はつぎのとおりとする。

1. 立命館大学地理学専攻・地域観光学専攻の在学者および関係の卒業者
2. 立命館大学大学院地理学専修の在学者および修了者・単位取得退学者
3. 立命館大学地理学専攻・地域観光学専攻関係の新旧教員

第6条 本会につぎの役員をおく。

1. 会長 1名
2. 代表幹事 1名
3. 幹事 若干名
4. 会計監査 2名

第7条 役員任期及び職務は次のとおりとし重任再任はさまたげない。

1. 会長(任期2年)本会を代表し会務を総括する。
2. 代表幹事(任期2年)は幹事会を組織し会務を運営して会長を補佐する。
3. 会計監査(任期2年)は本会の会計を監査する。

第8条 2年に1回総会を開いて会務を報告し会員の承諾を得なければならない。

第9条 本会の経費は会費及び寄付金とその他の収入をあてる。

第10条 会則の変更は総会の承認を得なければならない。

## 【付則】

1. 会費の改正は総会の承認を得なければならない。
2. 大会など必要な時に臨時会費を徴収できる。
3. 会計年度は総会開催日を基準とする。

昭和44(1969)年度施行

平成8(1996)年度改正

平成19(2007)年度改正

平成29(2017)年度改正

令和4(2022)年度改正